

<<確認のため、全員の方が、この確認票と提出書類を同封の封筒に入れて提出してください。>>

## 就学支援金確認票

ふりがな

生徒氏名 \_\_\_\_\_ クラス等 \_\_\_\_\_ 年 組 番 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

\*内容の確認をさせていただく場合がありますので、連絡のつく連絡先を記載してください。

「お知らせ」をご覧のうえ、書類の提出もれがないか、この確認票の□にチェックをして事務室まで提出（郵送）してください。

※ 平成30年7月以降の就学支援金の対象世帯については、都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額で判断することとなりましたが、対象となる世帯に変更はありません。

### 1 保護者（親権者）全員の都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額が50万7,000円未満ですか？

- 50万7,000円未満のため、就学支援金の届出（申請）をします。  
→「2-1」へ進んでください。
- 50万7,000円以上のため、就学支援金の届出（申請）をしません。  
→「3」へ進んでください。

### 2-1 次の書類を同封の封筒に入れて提出してください。

①  高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書

② 所得に関する書類 次のいずれか

保護者（親権者）が父母の場合は双方が提出する書類にチェックしてください。

- ア   平成30年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー
- イ   平成30年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー
- ウ   平成30年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書の原本又はコピー
- エ  生活保護受給証明書の原本（平成30年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの。ただし、2-2の対象となる方は、平成30年7月1日以降の発行日付のもの。）

③  就学支援金確認票（本用紙）

### 2-2 高校生等奨学給付金（※）の受給対象となる方

※ 非課税世帯又は生活保護受給世帯の場合に、返還不要の給付金が受けられる場合があります（別途申請が必要です。）。

- 今回提出したア～エのいずれかの書類により高校生等奨学給付金申請の審査をすること等を承認します。

### 3 この確認票を同封の封筒に入れて提出してください。

就学支援金確認票（本用紙）

提出期限 平成30年7月10日

学校收受印 \_\_\_\_\_